

各務原市障がい者地域支援協議会設置要綱

(平成21年1月30日決裁)

各務原市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年3月15日決裁）の全部を改正する。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び各務原市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第71号）第2条第1項第3号に規定する相談支援事業の適切な運営に関し、関係団体及び関係機関によるネットワークの構築並びに社会資源の開発、改善等に向けた協議の場として、法第89条の3第1項に規定する各務原市障がい者地域支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (2) 関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (3) 社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 障がい者の権利擁護及び虐待に関する事項
- (5) 相談支援事業者の運営評価に関する事項
- (6) 障害福祉計画に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(構成機関等)

第3条 協議会は、次に掲げる構成機関（以下「構成機関等」という。）で組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい者福祉サービス事業者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 障がい者相談員関係者
- (5) 保健、医療又は教育関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 地域福祉関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員

(10) その他市長が必要と認める者

(組織)

第4条 協議会は、全体会、運営部会、専門部会、定例会議及び個別支援会議で構成する。

2 全体会は、構成機関等の代表者等（以下「委員」という。）で構成する。

3 運営部会は、専門部会及び定例会議の代表者並びに関係行政機関の職員で構成する。

4 専門部会及び定例会議は構成機関等の者から選出され、当該構成機関等の実務担当者で構成する。

5 個別支援会議は、その都度、構成機関等の者から市担当者が指定する者で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、第2条に規定する所掌事項のうち重要な事項について協議し、対応を決定する。

2 委員は、30人以内とし、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 全体会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、全体会の会務を総理し、全体会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第7条 全体会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(運営部会)

第8条 運営部会は、専門部会及び定例会議から提出された課題を精査し、全体会に

提案する。

(専門部会)

第9条 専門部会は、目的別の専門的な調査及び検討を行い、運営部会に提案する。

(定例会議)

第10条 定例会議は、個別支援会議での課題等について協議及び調整し、運営部会に提案する。

(個別支援会議)

第11条 個別支援会議は、個別の処遇困難な事例に対処するため、その都度、開催し、必要に応じて、その会議の結果を関係する専門部会及び定例会議に報告する。

(秘密の保持)

第12条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(報償)

第13条 全体会、運営部会、専門部会、定例会議及び個別支援会議への出席に対して、原則として報償費は支払わないものとする。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。